

自由民主党 教育再生調査会「恒久的な教育財源確保に関する調査プロジェクトチーム」 今後の「学生に対する経済的支援策」について

令和2年10月21日
日本私立大学協会

はじめに

全世界で未だ猛威を奮う新型コロナウイルスに対して、我が国ではこれまで政府により各種の対策が講じられてきたが、その一方で、我が国の財政は未曾有の債務超過が更に進む状況もまた同時に生じている。諸外国に比べ、未だ「民」の活用が十分とは言えないとの指摘もある我が国において、この現状を好転させていくためには、これまでの「官」から「民」への政策潮流を更に一段と高めていくことが肝要と考える。

特に高等教育政策においては、「民」の代表格である私立大学が我が国の大学及び学部学生数の7割超を担い、我が国の人材養成の中核を担っている現実を直視すれば、私立大学の振興を大学政策の中心に据える「高等教育政策の構造的な大転換（パラダイムシフト）」の実現が強く求められる。

その際、国立大学と私立大学の間で未だ手つかずとなっている、学部学生一人当たりの公財政支出の格差が約1.3倍にも及ぶ不合理の早期是正が、公平公正な学生の「経済的支援策」を講じる上でも極めて重要であることを申し添えたい。

1. 「中間所得層」の学生に対する経済的支援策の必要性

- 新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国の社会・経済・文化等に加えて、国民の生活様式にもかつてない程の影響を及ぼした。その猛威は大学の教育・研究・文化発信・国際交流等の諸活動にも及び、学生の学修活動や学生生活を著しく変貌させるだけではなく、アルバイトの激減や家庭の経済状況の悪化等により学業の継続さえ危ぶまれる事態をももたらしている。
- こうした学生の窮状に対して、各私立大学においては急遽、独自奨学金の給付や学納金の延納・分納等の措置を行うとともに、政府においても第1次・第2次の補正予算により所謂「中間所得層」の学生に対する経済的支援策が講じられたが、それは図らずも現行の修学支援新制度下における「中間所得層」に位置する学生に対する経済的支援の脆弱性を改めて浮き彫りとするものでもあった。
- 修学支援新制度は、住民税非課税世帯を主とする低所得者層を対象として、かつてない巨額の財政措置を伴って本年度から導入されたが、それに伴って、私立大学等経常費補助金の「授業料等減免制度」が廃止の憂き目に遭うこととなった。これにより、現在、これまで同制度により支援されてきた給与所得者で841万円以下までの「中間所得層」の学生に対する授業料減免が失われ、私立大学で学ぶ低所得者層と中間所得層の学生の間で、授業料を含む学納金負担に著しい格差が生じている。
- 本協会では、大学の「知」を巡る世界的な競争が激化するなかにあって、我が国の教育と学術研究を一層充実発展させていくためには、家計状況に拘らず、より多くの学生に対して高等教育への就学機会を拓くことがその基盤として極めて重要であることから、こうした状況の早期解消に向けて、中間所得層の学生を対象とした私立大学等経常費補助金の「授業料等減免制度」の復活をこれまで強く要望してきたところである。

2. 「個人補助」と「機関補助」の両輪による学生の経済的支援策の構築

- この中間所得層の学生に対する授業料を含めた「学納金」に対する支援措置としては、日本学生支援機構の第1種奨学金の所得連動返還方式の活用や、この度検討されているJ-HECSも選択肢の一つと考える。一方で、いずれの場合も、学生が多額の借金を背負って社会人生活を開始させなければいけないことに変わりはなく、中間所得層の学生が卒業後に背負うこととなる「学納金」そのものを極力低廉に留めるための支援制度が合わせて必要と考える。
- 即ち、「自助」としてJ-HECS等に代表される学生個人に対する経済的支援と同時に、「公助」として授業料を含む学納金そのものの軽減に向けた私立大学に対する機関補助の拡充、少なくとも「中間所得層に対する授業料減免制度」の復活により、学生が卒業後に背負う経済的負担を軽減することが求められる。
- 私立大学等経常費補助金は、「教育研究条件の維持向上」と「大学経営の健全性の向上」に加えて、「修学上の経済的負担の軽減」もその目的に謳われている。18歳人口の減少や高等教育に掛かるコストの高騰等により、私立大学の経営環境が一段と厳しさを増すなかにあって、私立大学で学ぶ学生に対する経済的支援策については、私学助成等の「機関補助」とJ-HECS等の「個人補助」の両輪により講ぜられることが極めて重要と考える。

3. 機関要件の撤廃

- 全ての私立大学は、その設置にあたり文部科学大臣の設置認可を受け、設置後の教育・研究および経営の状況についても、第三者による認証評価により、総合的な質の保証がなされている。
- それにもかかわらず、低所得層の学生に対して広く高等教育機関での修学機会を拓くという高邁な目的を掲げて発足した修学支援新制度では、教育の質保証や経営の安定性との関連が必ずしも明確ではない要件をも含む「機関要件」によって、低所得層の学生が学びたい高等教育機関で学べない状況が生み出され、学生の学問の自由が制限されている状況に強い危惧を抱いている。
- 基本的に学生の支援を狙いとする修学支援新制度等の「個人補助」に対しては、機関要件は設けられるべきではなく、国によって認可されている私立大学・短期大学ならば、全ての学生がその経済状況の如何を問わず、等しくその教育を受けられる環境を整えることこそが学生に対する経済的支援の本分と考える。J-HECSの検討にあたって、この点を踏まえた慎重な制度設計をお願いしたい。

4. 地方私立大学の積極的な支援

- 関連して、先の修学支援新制度の機関要件には、収容定員充足率の状況も課されている。近年、外的要因である18歳人口の減少や都市部への人口流出等により、私立大学の定員割れが問題視され、私学助成の不交付や減額措置の強化がなされてきた。現在、定員割れは改善の兆しを見せるものの、地方の人口減少は今後も続き、地方私立大学の経営環境はなお厳しい状況が続くことは想像に難くない。
- しかしながら、地方私立大学の多くは、ものづくり・ビジネス・看護・福祉等の分野をはじめとして、地域需要を踏まえた「地域人材」の育成に取り組んでおり、自県内進学率や自県内就職率が国立大学に比べ高くあるのはその証左と言ってよい*1*2。これに加えて、地域の文化・芸術の継承、医療・福祉・防災・産業振興の拠

点として、その地域が存続していくための基盤的な社会資本の機能を担っていることも忘れてはならない。

- 上述のように、地方立地の私立大学が、地方創生の拠点として重要な役割を果たしている存在であることを深く慮れば、定員割れのみを理由に、地域人材を養成し、地域の発展に貢献している私立大学がその地域から次々と失われて良いはずがない。我が国の将来にわたる繁栄に向け、国土の均衡ある発展を図る「地方創生」の視点に立てば、経営努力をし、質の高い教育や社会貢献により、地域の貴重な高等教育機関として存在する私立大学に対しては、むしろ国が積極的に支援する発想の転換が必要である。その意味で、学生に対する経済的支援策においても、その大学で学びたい学生がいる限り、定員割れの状況に左右されず、そこで学ぶことを可能とする制度設計が求められる。

■おわりに

学生に対する経済的支援策の底流には、我が国の高等教育に対する政府の財政投資が、長らくOECD加盟国の中で最下層にあり、高等教育のコスト負担は民間、特に家計負担に大きく依存するという我が国特有の問題が流れている。

いみじくも我が国は2012年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の無償教育の漸進的な導入に拘束されない権利の留保を撤回し、無償化の実現に向けて歩み始めたところであり、私立大学に対しても「機関補助」と「個人補助」の両輪により、均衡のとれた学生に対する経済的支援措置の実現を期待したい。

「教育は国家百年の大計」という。我が国の財政再建は火急の課題ではあるが、我が国の将来を担う人材を育成する教育の「重み」に鑑みれば、高等教育の一層の充実強化に向けて、「民」である私立大学を活用するとともに、必要な教育投資を躊躇なく実施されることを願ってやまない。

*1 「自県進学率と私立大学 求められる私学像と違和感」、村崎文彦、教育学術新聞「アルカディア学報」657回（令和元年10月16日付）

*2 「高等教育に関する基礎データ（都道府県別）」（2017年8月）、中央教育審議会 大学分科会 第3回将来構想部会

以 上